

3. 建物附属設備における家屋と償却資産の区分 (● 部分が償却資産の申告対象)

	設備等の分類	設備等の内容	事業所用家屋の所有区分			
			自己所有		借用家屋 (テナント)	
			家屋	償却	家屋	償却
建設工事	内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●
	予備電源設備	蓄電池、ガソリンエンジン発電機、ディーゼルエンジン発動機		●		●
	中央監視設備	監視盤、センサー、配管及び配線		●		●
	電灯コンセント設備・照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具 (誘導灯、非常灯)		●		●
		電灯コンセント配線設備、白熱灯器具設備、蛍光灯器具設備	○			●
	電力引込設備	引込工事一式		●		●
	動力配線設備	特定の生産業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電話配線設備	電話機・交換機等の機器		●		●
		配管、配線、端子盤等	○			●
	LAN設備	設備一式		●		●
	放送・拡声器設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管、配線等	○			●
	ナースコール設備	設備一式	○			●
	インターホン設備	設備一式	○			●
監視カメラ (ITV) 設備	受像機 (テレビ)、カメラ		●		●	
	配管、配線等	○			●	
避雷設備	避雷針・避雷導体等設備一式	○			●	
防火設備	機器、配管及び配線、ハロゲンガス・炭酸ガス・泡消火設備	○			●	
給排水衛生設備	給水排水設備	屋外設備、引込工事、特定生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			●
	給湯設備	局所式給湯設備、瞬間湯沸器		●		●
		中央式給湯設備、床暖房用給湯器、浴室用給湯器	○			●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定生産又は業務用設備		●		●
屋内の配管等、ガスカラン		○			●	
衛生設備	洗面器、大小便器、手洗機	○			●	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		●		●	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			●	
空調設備	空調設備	壁掛型ルームエアコン		●		●
		熱源機器、配管、ダクト、埋め込み型エアコン等	○			●
換気設備	換気口、換気筒、換気扇、天井扇等、ダクト及び附属設備	○			●	
運搬設備	運搬設備	気送管設備、エレベーター、リフト、エスカレーター	○			●
その他の設備	ゴミ処理設備	ダストシュート	○			●
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店等) 寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		システムキッチン	○			●
	洗濯機設備	機器		●		●
	医療機器設備	医療用ガス設備、吸引設備、消毒設備、手術設備、X線設備		●		●
自動ドア設備	始動装置、動力源装置	○			●	
外構工事	外構工事	工事一式 (駐車場、門、塀、緑化施設等)		●		●

※平成 16 年 4 月 1 日以降に賃借人 (テナント) が施工した内装、造作、建物附属設備等は賃借人 (テナント) が申告をする必要があります。